

平成 30 年 6 月 12 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

生活環境常任委員会
委員長 植 村 和 好

生活環境常任委員会調査報告書

閉会中において、当委員会の所管事務につき調査したことを次のとおり報告する。

記

- 1 調査年月日 平成 30 年 5 月 8 日（火）
- 2 調査事項 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について
- 3 調査内容
森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設にあたり、制度の概要とスケジュールについて所管担当課から説明を受け、今後の取り組み方について、質疑を交えて意見交換を行った。

（1）森林環境税（仮称）について

森林環境税（仮称）は、国税として、国民一人一人が等しく負担を分かち合い国民皆で森林を支えようとするもので、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収するものであり、その全額を地方の固有財源として都道府県と市町村に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与する税制度である。国民の負担増を伴わずに森林整備財源を確保し、賦課は、現在ある東日本大震災を教訓とする防災施策財源としての住民税均等割の引き上げが終了する平成 36 年度から開始される。税率は、平成 35 年度まで引き上げられている住民税均等割課税年額と同額の 1,000 円を徴収するものである。

（2）森林環境譲与税（仮称）について

森林環境譲与税（仮称）については、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理システム（森林経営管理法案）の施行とあわせ、平成 31 年度から前倒しで都道府県及び市町村に譲与するとしている。平成 35 年度までの譲与財源は、平成 36 年度から賦

課する森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方で、暫定的に譲与特別会計における借り入れにより対応するとしている。

地方への譲与基準は、私有林人工林面積割 50%、林業就労者数割 20%、人口割 30%で按分し算出される。譲与額を現在の養父市に当てはめると、平成 31 年度から平成 33 年度は毎年約 2,500 万円、平成 34 年度から平成 36 年度は毎年約 3,700 万円、平成 37 年度から平成 40 年度は毎年約 5,300 万円、平成 41 年度から平成 44 年度は毎年約 6,900 万円が見込まれ、借入償還が終了する平成 45 年度以降は、恒久的に年額約 8,500 万円の譲与が見込まれる。

また、平成 30 年 6 月に成立が見込まれる森林管理に対する新たなシステムの関連法案（森林経営管理法案）では、①森林所有者に適切な管理の責務を明確にするとともに、②森林所有者が管理できない場合に市町村が管理委託を受け意欲と能力ある林業経営者に再委託する、③再委託できない森林及び再委託できるまでの間の森林管理は市町村が管理を行う、とする仕組みが講じられる。

〈まとめ〉

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設について、養父市議会は、昨年 9 月議会で議員発議の意見書を採択し、国へ提出したところであるが、市の総面積の約 84%が森林である本市においては、平成 31 年度から財源が譲与されることに先駆け、早急にその活用計画を立てることが求められる。譲与税が恒久的財源であり市町村の柔軟な運用ができる性質であることを踏まえ、特にこれまで林業政策において主体的な取り組みが少なかった本市においては、林業専門員の配置、育成など、受入体制の構築が最優先課題である。あわせて、地籍調査の進捗を図り森林整備を進めやすい環境づくりの準備を今年度内に進めていく必要がある。

この税制改正は、本市において、林業施策の新たな組織体制を構築し、中長期的なビジョンを広く市民、林業事業者、その他団体等と共有し、市の面積の 8 割以上を占める森林の整備と森林資源を活用した経営事業展開、防災、鳥獣との共生環境整備などの森林管理を進めていくよい契機となる。

兵庫県の県民緑税は、現状のまま継続され森林の防災整備に充当されることから、森林への国税、県税を有効に運用して、養父市の森林資源を次世代へつなげるため、官民一体になって進めることが重要である。

なお、この調査事項は国の新規制度に関するものであり、詳細について国のガイドラインが未だ示されていない部分もあることから、今後も継続調査することとし、今後は林業事業者との意見交換の機会を持つことを計画したい。